

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和7年9月30日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 中道リース株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 トイザラス北上店 北上市有田町9番地40ほか
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
 - イ 大規模小売店舗の所在地
 - ウ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
 - ア 令和6年4月12日
 - イ 平成13年11月15日
 - ウ 令和4年3月17日
 - エ 令和5年9月1日ほか
- (5) 変更の理由
 - ア 店舗名称の変更のため
 - イ 区画整理のため
 - ウ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
 - エ 小売業者の住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日 令和7年9月16日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所